

ごみ処理施設建設事業に関する協議書

四街道市とみそら自治会は、四街道市山梨2002番地先において実施するごみ処理施設建設事業（以下「当該事業」という。）に関し、次のとおり協議し、確認した。

1. ごみ処理問題に関する基本理念

市は、常にごみ処理問題が都市生活において欠くことのできない問題である事を深く認識し、一般廃棄物処理基本計画書に基づいた施策を推進するとともに、ごみ処理技術の進展や動向を調査、研究し、ごみ処理問題を解決することにより、市民生活の安定を図らなければならない。

2. ごみ処理問題を解決するための措置

(1) 市は、ごみ処理問題が全市民の問題であり、行政と市民が協力して、ごみの発生源の抑制から、ごみの分別収集、減量化及び再資源化などに取り組まなければならぬことに留意し、全市的なごみ問題を審議できるよう、ごみ処理施設の周辺住民や学識経験者を含む「ごみ処理対策委員会」を設置する。

同委員会には、みそら自治会の推薦する代表者及び学識経験者を少なくとも各1名は参加させるものとする。

また、同委員会は、ごみの発生から最終処分まで検討するとともに、ごみ処理問題に関する長期計画の検討及び各年度のごみ処理計画の検討に関与できるものとする。

(2) 市のごみ処理を担当する部門に、当該事業に代えて計画する清掃工場用地

(以下「次期用地」という。) の確保を図るために必要な組織及びごみの減量化等を長期的な視点から企画、調査できる新たな組織を速やかに整備する。

3. 次期用地の選定及び取得

- (1) 次期用地は、みそら地区周辺に選定しない。
- (2) 市は、当該事業についてみそら自治会の同意があった日から起算し、3年内に次期用地を決定し、取得する。ただし、みそら自治会が十分な理由があると認めた場合には、最長2年間に限り延長できるものとする。
- (3) 当該事業に係る施設の操業は、稼働した日から起算(以下「稼働後」という。)し、15年以内に停止する。この場合にあっても、市は、稼働後13年を操業停止の目標とし、当該事業に代えて計画する施設に係る国等の補助を申請する要件が備わった場合は、直ちに補助を得るに必要な整備計画書を国等に提出しなければならない。
- (4) 市は、次期用地の選定及び取得を責任を持って行うこととし、直ちにその作業に着手するものとする。そのため次期用地の「選定取得委員会」を市の機関として設置する。

なお、次期用地取得の進捗状況等を常にごみ処理対策委員会に報告するものとする。

また、みそら自治会が要求した場合は、次期用地取得の進捗状況等を報告するものとする。

4. 当該事業に関する協定の締結

公害の防止及び次期用地の選定、取得等については、別添「ごみ処理施設建設事業に関する協定書」のとおり締結する。

5. 履行の確保

市は、本協議内容を円滑に遂行するため、みそら自治会と常に連絡を密にし、
履行の確保に努めるものとする。

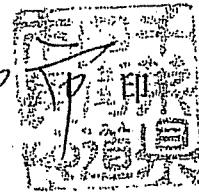
6. 協議書に違反した場合の措置

本協議書に定める事項に市が違反した場合は、直ちに清掃工場の操業を停止し
なければならない。

平成元年 8 月 30 日

四街道市長

斎藤博



みそら自治会長

石川信一

